和書門
類 二八四二ッ
號 一一一
函 二
架 一ッ
冊

內閣文庫
和書
類 二八四二〇
號 一〇〇
冊 二
函 二〇
架

(ロ六カ)

六十

內閣文庫
番號 和 28420
冊數 100 (60)
函號 211 300

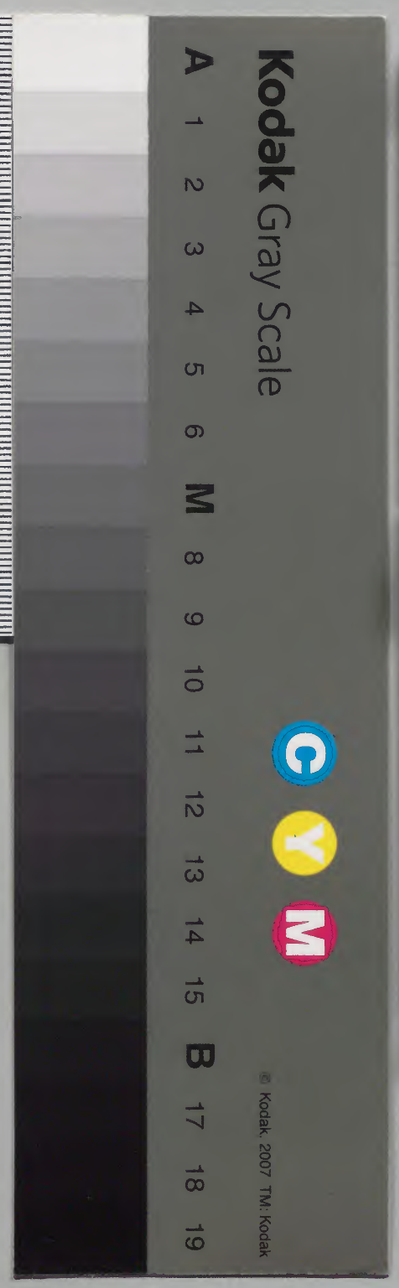

国立公文書館
National Archives of Japan

内閣文庫圖書之印
明治十二年購求

国立公文書館
National Archives of Japan

内閣文庫

鹽尾巻之六十

諸屠氏飲酒の戒

古人目經自見

釋川十五七方村ゝ小里

奈行の仏教繁昌を防

吉水法然の法門

聖善大祥忌

後西院の御法

梅王寺門主城陽法師退

紀公尾公日光山巡詣

嚴島道ゝ之記

略長明ノ名ノ石

乙未重陽風雨遺懷

思出の記の道

紀日村の老者

看病の勅使八減の附法制

熱田誓願尾寺

乙未六月十五日陸奥国吉田

棋陽群谷梅坊

書写七夕

内閣文庫

法官貪墨
徳安侯玄的法下の像
飃
新穀祀祖香語
左少弁藤原[illegible]
釈明法家の稱
古佳亲揺る法決蛟の風
本氏亲為甲子初度賀
未九月右樹婚儀を賀す
本芳樹未法水流
尾府下永安禅寺
職を拳せられ
炬能少分弟生り始
乙未中秋の月
猪氏就西法師然参詣英和
[illegible]法師すすめ大火祭
土蕃誓を山陽亲るる事
我公少君を定める事

○或曰浮屠氏飲酒の戒を加へしやと曰彭氏唯是を戒めんかの書微子小沈酗于酒の戒より秦誓酒誥警皆沈酒の禍を以て至極至切なり小宛小幽王を刺る柳ハ武王自警ると雖も亦為縱の害を乃ち足れり莊周ハ以礼飲酒者始于治常卒于乱暴至則多奇樂ハ林氏ハ口義ハ初從秩々たるも終に載號載呼其ハ少而ハ主樂矣者の多き多く或ハ爭競を成しなんと云ふ劉氏周嶋の飲食を以て小人男女隔なく辞氏ハ酒を以て考なく宜敗く淫邪邪悪百醜毎ハ王以据ハ乃破者ハ為くものしもて是を罰し必辞しもて庶酒辞ハ以て崖方来の戒ハ[illegible]

夫自醉亦人をして醉しめ共小酒を何を其公
正しかるべし公の石正を分の石倹をこと乃ち治や分倹
らをしていうて郡國府治才を聖賢の法戒を
かせなるべや

○遠慶院の法歌

かなをまぶをうをもをのめをかを
を　引　の石小　名をのこ所
是小鴨長明の小山の庵の四畳小　人石（チヒキノイシ）
小大石（高サ二丈計廣さ　方丈ばかり）あるを詠ぜし所也の石庵
ま後鳥羽院の二度法華会をしと紀伊国の紀伊国
をうう方丈記のをうをまふ法華の信者の石為

公をしく世を修くし倩く神くなる虚偽も
まをを世をしこれをも法門も幽玄の姿を
あ人生と異てなり世の如くを有て財を人の郡
原をう若後為をてい初るを倩ぬをを高今を
う光生中して修なるを分の修行齢をきをを
生高生てや郡原こをを修ぬ初庵の内西本石
をあの人の力を労して修未のあるをしなを高なる
こを世下を拙くあををしく見ぬ生あを生い川ゆをの
高佛をやをを異りを五十高を調をを六十郡を造
ら法生をを古人もいぬ幻の分を生郡を異ゆをしく
厨雑の公をく紀を為利を為をゆを石強を

聖人ハ其ノ未ノ命ヲ知ルヲ以テ能ク侍ラ[illegible]ハ[illegible]ヲ侍ラ[illegible]

○古之人目短ニ于自見故以鏡見面智短ニ于自知故以道平己

唐皇の三郎ハ人君の至室ニして負欲の治三代ニ近カヲ[illegible]秦氏の方盛ハ[illegible]ル男女の好淫を[illegible]して趙高ノ奸雄邪曲を照[illegible]ル能ハ[illegible]ハ二世を保[illegible]して亡ひしき我ハ恐の邪淫こそ邪皇傳國の宝室にして我國の道も[illegible]ハ邪勅を[illegible]ハ[illegible]ハ天口事書ホの古記を尽く知[illegible]

○乙未重五閑窓遺懐

杜宇一聲醉恨醒
単衣拂緑闌蓬扉
短檐葛葉帶風馨
古径椶花濕雨潔
身老轉娛秋國寧
眼晴且笑山雲静
破窓殘卷照流螢
烟寺暮鐘歩頑夢

○壹岐乾の境内ニ夜川十五七百村ヨリ里あり其名茂知ル人少し巡見の法供閑ニ乃ち附里人の老老和田治左衛門曰ハ[illegible]野女蕪ヲ[illegible]る風景の時ハ[illegible]ニ乾ニ多く立雉ヲ[illegible]永樂七百年ヲ[illegible]供養十五人此夜川村を知行ヲ[illegible]里俗十五七百[illegible]ハ[illegible]中世の名田の[illegible]

詣をし給へ巡察供感して簿の沿革をしるす人村里の僧俗まゝ得も志を尋ねる者に為し村老乃僧を問へき事のこと

乾の天野の家老本下隼人正和田河内守宗

子孫今秋祭を終り治美い河内守の孫也

秋葉山の観音い行基大士の作して古き尊像なり

三尺坊い三百年来山を為る信州戸隠の仏縁を飾

諸ところ巡り歩き古郷碧水の中きいたりと彼山の

修験者いつ也 山未五月分 快秋修験法也

○愚堂和尚遺室鑑國師 寛文元年作

法物ホよ異産の地多し 正信寺ホの 鈴牛 少林國花山

寺 宗治 形 ホいつ古き梵刹なりしを為廃して年

久しかりしを國師再創してやてこき禅院と

成侍りぬ 獅子山と 号せり

○或問吾子先ま盍行の僧穀醤を防事弘法大師の

遺告ホあるに云ふ大師何ま依て此二ツを曰蘇悉

地經蘇婆呼經及び諸の供養法の儀軌ホ多く

其合あり 八千牧伐軌 号を多 豈一經のみ此説ホ乃ん

○三位中将忠吉卿法須法在城の附 鈴日村ま老者を

吉き○多く法問ホ養く自ま尾ま尾ま尾の田事を語を

人号を笠作て家ま養む 秋日村 尚附の如し

○吉水大師帰洛 建暦元年十二月七日 の後宗内乃事 九巻 伝ま見

元亨二年其月日聖体[illegible]あり[illegible]換すること正源
明義抄に建暦元年十二月六日権中納言光親卿[illegible]
行[illegible]て法然聞あり[illegible]作を[illegible]次の七日
に法然聞あり[illegible]（後鳥羽院法皇我も此時あり）
建暦二年正月大師看病の勅使権中納言光親卿
大弁国資[illegible]
大師入滅の後土御門院勅して唐渡十匹白布世端
近衛の殿[illegible]法衣
後の世[illegible]
[illegible]
[illegible]の説法[illegible]政良経公の殿記六巻等小

物[illegible]

○聖善大祥忌之辰（用其花誕之月）於大雄山誦経（三部妙典二十五口）

香偈

敬袖涔滛三祀涙　錦涼棚下麥瓜羞

壽筵往日絃歌宴　変作朝来一片愁

祝文

維正徳五稔歳次乙未夏六月癸未乙未朔越

十有二日丙子（孤子某）敢昭告于

顕妣淳恭院孺人藤氏嗚呼向秋旧業伴二朝

嵐驟隙迅駒残三歳夢哀哉日月不居奄及

大祥夙夜小心畏忌昊天罔極敢謹用潔清

常楽盛以蔭此事伏尚饗嗚呼

如来淨華衆正覚華化生愛樂仏法味禅三昧為食

と唱へまわしまるも是れ日蓮白髮暫存青山

長別たるも悲しむ涙を拭ふ袖小柿し

後ろ髪を引かれる思ひ電

空師以下僧侶打揃ひ新前にして一百箇返

の長佛し侍りて

こうせいをむかへ左右をを

祈りなきを京にかけ

弥陀経及び日没の礼懺いろのく多樹梢明て

芳しう佛と友の方をおしきかれば寂白く

ゆゑ乃ち名を称へ合掌おさめ奉りあとを追

ふ之れ侍り杉かし並く京洛の人士

侍る選擇十六章変相。

此國像い近江國人彩色花頂の義分を後して

描き去年午を壽刻して弘く退迹小布き洽く

見度よ拾て大國選擇の四意を形容し國を

若報恩の御和尚の筆をやいとまなくして

二八の青猪を一軸小写し霊名を長寿小かけて

加恩報恩の五人を勧めて

各会師して慶讃し侍りぬ一弁の香を焚侍

ゆゑ

海き江のこゝ海をゝ出て水別掉
ゆくてをゝ法の山たを

諸友所和予香偈

桐齋

城南精舍寒泉水　　挹去瀉来奠庶羞
一藝兒樓三歳涙　　音容在眼使人愁

坦斬軒

宜無應言恫前津者　　瀉將庶品羞
強脫齊衰大祥日　　殄身敢可耐長愁

潛公

祭儀欲報深恩重　　準擬平生餒膳羞

知是優然聞往事　　乃應難道倚門愁

漱石

設奠礼堂風露曉　　孝情切〻奉芳羞
殄身豈謝斬機教　　強脫衰冠猶益愁

○熱田哲彦尼寺ハ涉井佐兵衛の息女剃髪の地
梁牌ヨ見ル毛國泰院殿下秀吉公の妻として晩後
大慶院英岩大夫人と称せし　秀吉公の母儀也
台廟の夫人常源院殿従一位の姉君也
或云秀吉公の所生ヨ高臺院湖月尼公也其牌云
従一位高臺院殿快陽心公大姉
英岩夫人ヨ姦也　亦秀吉公の妾松丸殿歟後ヨ
春芳院月昊盛久大姉と号ス

○後西院上皇の女法ハ好仁親王の妃君なり法法諱ハ
妙吉祥院聖輔義英大夫人
○六月十五日屋西津為の法華会國の莊園たる飛彈
の人も為に来りしかいも十万の衆ハ府下の旅屋ハ
数千人有りて中々かなひ難く終のちなり次第四の
よりて私ものくも示料ならず次第なりと東海道
順路者もなく十三日府下に入る数人のうち作りし
是を飛民かしけ様よ旅屋の費用前よ倍増
有なりと人ハいひて終を勢因なる者多ハ出
此事伊勢の所職ハ関東ハ状を送りて去年の幽
事有伊勢熊野物語しく盗賊ことなしてよ多く
出もうなりく物ハ能を反因しくハ七年の所領
無ハ延引者ハ国しさ出ハ道
ハ侍義なる坂東の民おを出侍ハ無ハ
ハ伊勢の神人ハ
無なるハ大勢人ハ
して所ハ年の無ハ
侍ハ中ハ得ハ
ハて所ハ国の無ハ
より所職ハ
○今歳七未四月十五日
神祖百回法忌参の後門日准后宮ハ

法師退あるべしと云ふ西日久世大和守重之を上使として四のかたにて法事をなす薙髪ふ新法所之器し器をもつて[illegible]新門主へ侍従正峯[illegible]井上左右衛門寺法住職の事被仰出[illegible]京都[illegible]花頂の号首右衛門法橋応誉[illegible]退山の事を奚東中[illegible]二月廿七日諸国代官之[illegible]水野右命を伝て青鼠薙髪の[illegible]即日右衛門の法[illegible]て墨波の[illegible]六条橋門[illegible]退[illegible]社の白眉浄宗の高僧也

来迎堂新[illegible]寺[illegible]次擯世地して奚東

法朱章の寺[illegible]

○紀公　日光山法参十月十日上使長川出羽守即刻法
[illegible]城[illegible]法馬一匹[illegible]十二日東叡法[illegible]同
十七日法[illegible]日法[illegible]府[illegible]

○尾公　日光山法参六月十日上使大久保[illegible]即刻法
[illegible]城法馬法[illegible]受紀公[illegible]同
十七日法参宮廿日法[illegible]府

○摂陽群談　十七巻　難波人　岡田某　所撰也摂津風土記
紀度の[illegible]神[illegible]其[illegible]
亦言を加[illegible]左のごとし　[illegible]

大坂

日本書紀仁德天皇御製に烏瑳介と侍るを新記に烏瑳介ハ小坂（ヲザカ）と云り今東成郡天王寺村なる相坂也なり相と大と和通せり故世古坂と作事也明應の頃より其前まハ尺坂と云

依綱（ヨサミ）住吉郡 摩耳村 大依綱神社 式内四座名神大社也大巳貴命の孫天八現津彦命と形る部綱氏の氏神なり

仁德天皇記に依綱邑倉阿弭古と云毛祢の望后

記に所謂依綱吾彦と同し今吾孫（アビコ）子村あり或阿孫子と書り

名越（ナコエ） 或ハなこしと読り

住吉のなこえ新國の玉造也

数多くあれども林をかれ家

好忠部集に見ゆ此寺を夫北集に書くに必霊

のなこしの器と書きたるこゝなこしハ吉伝に相州の

名越所名同し但なこしと読む紀芳尾張も

亦なこしあり然れども其名意同しかるべし

阿弥陀の池 法池也

若岸光寺の此寺を称まれもし池に仏像を

元禄十二年こゝに一寺を建く堂池山知恩院和

光寺と号し信州善光寺井七寸の像を中に

安置きり拝すに守屋の連金像を称し難波

堀江に大和國龍田の里に有也 芝浦寺の東 龍田川の西 龍田

同き所桜井の龍波堀江にも檜像の仏像

[illegible]和州の雄波堀江を渡りて玉垣[illegible]

高津 今かうばと云て

風土記に天雅彦天降の時天探女磐船に乗りて

[illegible]海を渡りて美梨集角磨の奇

[illegible]のあるを聞て[illegible]船を

海に[illegible]

三津

難波津 高津の二つなり 二津浦と称す

板田橋 川名郡上坂郡村 つゝ 因郡七郡村 [illegible]

[illegible]長尾時堵下本畢 [illegible]川の橋橋を[illegible]

[illegible]大名[illegible]橋物[illegible]長尾張の

[illegible]橋物上坂郡村 小墾田宮

[illegible]あり尾張田[illegible]尾張

國春日井郡尾張村 今小計 [illegible]尾張田の神社あり昔

板田の橋[illegible]両國の間[illegible]

長柄 西成郡 長柄の森

釈日本記の訓[illegible]奈加江と読り

白石玉出水

[illegible]寺亀井の水名也 但亀井水も美乃

欲小[illegible]

北畠顕家卿 中納言 戦死古墳の地

東成郡野村あり 俗小大名堀 南方の悪臣名家小

[illegible]武勇の功[illegible]

土塔塚　土塔宮

天王寺門の外にあり年代を考へざるもの土塔の起義未詳

唐陸帯塚　但吉祝村小字

伝云尾張國衛戸の太四郎加藤四郎の道者永平寺開祖道元和尚に從ひ唐土に渡り彼國の土を持て築かせたりと付太四郎死に臨んで甚だ悔んで其方を伝ふ此前の埋し所なり

濱上江　東生郡カスガ江と称す

尾張國春日井と訓ず

羅波羅城

日本紀　北九　小羅波築羅城云々者日根津臓城

蓋し西方の諸蕃を防たるか

森明神　東成郡杜村

用明天皇を祀る此社の祢宜は古き旗を

を踏み天下有貴物人心也理非法験天を半ばを

毛後醍醐天皇の宸筆にして楠正成小紋の直垂

旗なりと云

多田宮　河内郡多田庄多田院村

祭神石度満仲公頼光公頼信公頼義公義家公也

其中に満仲公二十四葉の法孫にて継ぎたるの法

諸法を刀鑑鎖金の鞭を左手に右手に矢を持て
の連綿毛の馬に法師を乗せて
を乗て正一位に登り給ひ世の人
天王寺四箇院　凡そ大寺に此四院の号有り
敬田院　庶生孤独の場所貧窮
修行の衣食坊舎の号也
施薬院　薬草を求へ法に従ひ
薬を製し施す舎也
療病院　多孤の病者を寄せ
めて養育する所也
悲田院　多死無縁の民を集て
住せしめ衣食を給する所也
按するに古へ摂州河内両国宿稲の中三千束を以て

此費用に当ル今天王寺村路田道路城
天満の四ヶ所乞児等住の地あり古へ
手地を看顧するなり長吏
の弟数なりしこと土人ハ
難波ハの悲田ハ
して他所ハ孤住せし者
一心寺　天王寺村茶臼山の下にあり
昔聖光院の影刻所也　天台座主慈園大僧正
天王寺法勝の財東漸大師影刻所を常に日
想観法を修しまひし後白川法皇の帰幸
ありし法師なり

南無阿弥陀仏と唱へ下さるを和尚法の國の
たふときものもあり
此方法師寺の[illegible]
数百の星霜を経て慶長年中に熊蓮社李誉
存誉上人（三州の産[illegible]）中興の祖なり一名を呼世る
坂松山高岳院と称す　東照神君当寺の法
（慶長五年）有て造寺資源の望を図らるるに
境内不殺の禁あるを聞て世故の
求め一事もなかりし　神君其志を法感ありて
殺生禁断の制札を給ひ坂松山の寺領法華
法華[illegible]　神君の法効息仙君也

早世されしかるに本誉上人　院号の導師として高
岳院華亭妙法大童子と号し申せり（平時茂公）
（[illegible]）
尾府下高岳院は元甲斐國にありて特名山教安寺
と号し法華の香火の場なりしを後法院号を
称せむ

須磨寺（福祥寺と号す）

平敦盛の如（衣）袋き此刀所持せり　留等付物
茂む敦盛自詠の和歌を[illegible]

庭雪

吉野殿

よしやさてとてもかくても[illegible]

[illegible]

[illegible]の[illegible]

[illegible]の[illegible]

[illegible]

[illegible]

其寺彫彩旧の二幅あり新八国妙の為尾氏寄附也

有馬湯山薬福寺

豊臣殿下 秀吉公 の叔父大清和尚建立光徳山と号ス

曹洞宗の寺也

獨鈷山鏑射寺 有馬郡山田村

此寺も聖徳太子の所奉也寺社ハ太子脚夷を討ひ

給ふ時祈願ありし為寺号と決ス

かんぜん寺と唱む或ハ蓋菩寺とも書り按ずるに尾

州海部郡日置庄甘村井村 カンムライ ムラと読 小江一位甘樂 カムラヒ

名邦ハ[illegible]毛尾張部氏社すなわち 神八井 クシヤサ

耳命を祭りし 摂州のカムラ井も為くハ是も同し

きことも古傳ハ野僧の附会ス詳しを聖徳太子の事を

記すとも太子脚夷を討ひ給ふ紀ハ尽せり欲

阿弥陀堂 有馬村薬師院 ヒ号ス

此庭中ハ巨岩あり 有馬郡屏風村 亦巨石あり

三本松 有馬郡屏風村

一株ハ古樹にして甚国二尋餘也高サ十餘丈二株

も国二尋にして高サ少丈本ノ幹国二株一所ニ

生駒山神ありて村民祭りを本の義を拾ふ事を
怪みなり
是物見台府より元和の村名あり日本地風記に
見えたる今天神の祠ありて村民祭りなり

○嚴島道志の記に藝州いつくしまの全志より進世
貝原益軒筑前名考二巻京より大和へ有馬名
所記本多侯の記日光山名勝記及び諸州名勝の
書を出して刊行仮名暦太平日久しき故文雅の士諸
國の州縣志其他を集めて
考へ國里の所を原ねる知るべし亦よろこばしんや

○泉州堺顕本寺日蓮宗の僧系後を是俗し高氏と称し

自隆寺に来る仮名唱へ是を初しんん

○泉州堺櫻井の医師新慶と云もの長命なる者多く
いづれも歩行の動静を考へしに猪歩をなしく其妙
を得たり是を長命七名夫を唱へ
因て云百番の遊其外百歳八今春に来る者の乗る車屋道
説橋の出しなりと云 道説ハ堺の車屋の者なり

○諸官貪墨して受賄鬻獄すること和漢今古絶なり
代々厳制を下して剥民の弊形を禁せし仕
なり 文昭公法代始官府の中財を鑽刺を正す
なり 彼國家今日賈曲成直の要を作ること今
茲乙未七月の制なり云

公事訴訟有之共も奉行役人中 并 其家来の
者ニとりいるも肉縁を求め音物を以贈りて取計る儀制
禁有之処遠犯の輩も数々有之以理運の公事
と謂ひ訴訟にハ一切ニ訴容有へからす没落之
裁許の年月を追ひ相改られて再急度其沙汰ニ
及ひ罪科ニ行はるへきもの也
正徳五年乙未七月
嗚呼苞苴賄縁の不潔盛ニ引手直求の儀ニ預あり
人ハ且貪汚の多さを不知へし人や
○或問我 公領木曽山の材木洪水ニ漂流する時他所の民
之を奪ひ取て私に利とする事ハ殊之外(?)心恐(?)…

柳営の有司より文有しに其書如何曰其文如左
尾張國領分木曽山ニて伐り出しける材木洪水ニ
前川筋并之の在猥ニ取ル儀無之様ニ寛永五子年
法度中被仰渡木曽川筋ハ山元より勢州長島領
桑名領堺川筋迄ハ有之其節法勅達ありし所
者共違乱しけるも其後桑名四日市海邊へ流出
候節ハ猥取儀も有之ニ付而桑名より自今以後ハ右
海邊ニても材木流寄候ハヽ山元之役人ニ渡し候分一
を取材木ハ相渡候 右之通此度も法度中上江渡
以付而此上ニも猥取儀も有之ニおいてハ実墾ニ上出
事ニ及ふへし 此状相守るへき者也

勢州桑名七郷四日市

荻須左馬
杉弘右郎
大右馬
伊伊勢
水修蒼
水国幡

右四月廿日辻之助左馬ヶ村ヶ庄屋ヶ寄趣旨申聞ル
法状あり右川筋海老江牡蠣殻の村々
松平下総守領分桑名
辻之助左馬代代官下野
源太郎法聚代多羅十九村
増山対馬守領分安村

未の六月廿洪水ヶ我 公府の有司右の法村々毎し法
本返答あり
○洛東文殊院ヶ徳善院云以法京田舎の新像あり
今一乗寺村の圓光寺ヶ稱蓮
按するに文殊院ヶ四方高野山本尊異山作の寺にて
云以ものと上人の憧越して其業他宗を長寺
修ヶ元禄年間高野山行人方の僧石法ヶ居く
ちくく祖流ヶ形し文殊院ヶ行人方の寺ヶ
ヶ東部の遺特院の寺ヶ形 特義源ヶ形
なるこヶ洛西七創寺 今里村法皇寺 ヶ弘法大師の
四記なること一具 京東代南 稱寺の伯英和

尚彼寺を開き[illegible]祖師より禅院を護持
院の本僧正無[illegible]と寺院の復古を思ひ
折から文殊院は南禅寺と地境を接して有る法
乙訓郡と其地を殖へ再興の印を成さんと是
より亦文殊院は禅徒の居住なりしも（今は亦京都迄地を以て者の
[illegible]田なり）此時吉田法皇の勅を仰く国光寺を造り
移し彼寺の現住を前田藤兵衛の息なる祖先
祖の勅を[illegible]て南禅寺より法皇より国光
寺の院主を[illegible]宗旨但秋後他氏此寺を住
不必[illegible]法皇の[illegible]
寺院と為せ[illegible]

略略法皇は豊臣家の三奉行の筆にて出陣威
勢を天下に振て[illegible]今は其画像にて遺
像を[illegible]誰あか免れ[illegible]
あなく[illegible]
なく侍る凡そ今日世に[illegible]者の祖先なる寺院は
是を面目とし香火の供も厳重なる[illegible]の真像
[illegible]は何氏の牌子なんと[illegible]
侍る略略護持院は[illegible]像を他宗に渡す
[illegible]南禅寺[illegible]文殊院と[illegible]
して安置なく有無き両寺の僧は共に[illegible]の名利を
のみ保り一時の勢を[illegible]他の[illegible]を加へ

見けるに其面影に伴ひ出けるや去年渡州高須
まて羽林家 義行公 徳永氏の去年と称せし人まてに
られしを語りし給へらは法志けきて有かたき事なりけれ
僧法師も無く法要茅霊の回向して すすめけるは
なき其寺院に昔大檀越なりける人の霊をは捨てをきつる
はいかにやおのれに利なけれは位牌遺像もなく成けるま
して塵汚にまみれ侍る類は故郷皆同しけれは世の
是花やかなりし人のうへもかく見ぬ世となれる大
切くあさましく思はれ侍るもこれをまして世に数な
らぬ身の死後の事こそ思ひ遣り侍る人は誰も是也

○我府下永安禅寺は浅井備前守長政公の菩提道
場なるも今は誰知る人なくこそあはれなりけれ
永安寺殿負菴道松大居士 忌日六日
牌子むなしく残されとも塵垢に覆ひ侍りけるや
さいつ頃彼寺に拝みて月見し来縁ゆしけるに住
持の僧

迎月月徒暗
吹笛まつりけるを予
入秋秋更長

と付侍りしも昔となりて僧も今は遷化 乙未四月廿日 寂せ
られ侍りし 孟蘭盆の日彼なきあとに詣して侍り
しり回し韻字を思ひ出して一絶を吟せし

枕上吟魂苦　蝶身夢一場

古林烟雨暗　別帳與秋長

○颶ハ旋風也（ツチカセ）凡て辻風のけ四方微風なれ共も
ゆるかぬ一旦一所急に起りて先ゆく土砂をまきあ
げて走る也乃ち小物あり飛ぶ時其小さきハ田畑戸障子塵芥を吹てゆき少しけはしきハ
器物を空中に吹上るもあり（傘を吹上るなり）其大なるハ瓦を破り木を拔き石を転ス家屋を倒す時に大
颶あり飄風と云神なり亦封姨（倩異記）八姨ハ上巽
二幽怪　少女（公昭傳）なんと皆風神の名也我國にてハ
級長戸辨神と号し伝ふ辻風の起回するも靈

あらてやはあるべき

○おもひの外に職に拳せられ侍り故式人の方々に
おくりの詩を侍りて久しくたのうしも行義時あり也
ありと安元侍りしに事に月

旧看幾歳衡門月　不意蟾宮照仕途

謝子行藏非我事　風籬徒繫一胡盧

○中峯後嘗新穀祀祖先香語

呈祥合穂熟連疇　景苑又多菓桂羞

風稟五雲甘露澤　家家沾有年秋

○因一炬日臨山の上人（炬範）焼章を結りて
おりたるに三枝の松乃赤このけく

こゝろなき婦る世の住このこゝち
ゟ祝せられ侍りし　三枝松ハ平ヶ森の役也　ほどに対面しまちし次
朽のこる身のうきにも松かげの
ことしなや露の袖こそかなしき

○葉月三日左少将殿　義行云一のみまかりし給ひしよし訃聞
既に引かへし蓬生の中にかくれて世を侘びてたゞ涙
無かりし世のこゝろ住ひを見たまふにも昔をしのびけ
なき仰せなんと侍りし住み今の世々に光ある事ありて
紅涙をかりうけし袖にあまりて侍りしかども詩才のめでたく
ましますのこゝろは事なれども中なる思ひよりかひて漢詩名
天下に重かりしかは世にすぐれて前封の綾を錦し奉りし

ことし六十の賀にて　かのまゝにも有為の境無常の理きはまりきいや
しきまゝ出ぬ身にきけるあはれといひなしたれは六十の秋の露に住みき
ましまける漢家のむかしのほとりにかはりし臣下氏の
身へ悲しみの事をおもひ出はし侍りて一絶の唐詩
をも筆にまかせしを侍るに

昨夜西風東海愁　鸞傳鶴駕伴仙遊
清輝残夢武陵月　老涙更霑一葉秋

我身の不幸たゞなりし住み漢家のけしき海やうに浪にうちよ
まし付なきこ漢たりしなんとに有りし御やうに謝し奉りし
此度身の悦びは先ふかくし勝きし　際書いかなる東都に
取り返して見住をなくすりゐきてうしなひし　七月廿八日の夜供に出きし

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○中秋の月やゝもすれば老翁老婆を惑ス濃雲影を
[illegible]極光[illegible]の時空しく好事の士
恨多かりしも去年おもゝし天清月静[illegible]
[illegible]ヒ秋と未望[illegible]
[illegible]人爽約のうらみ[illegible]
[illegible]夕[illegible]月東
[illegible]

[illegible]おゝ二三人宋廉をとゝ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

天公豈吝中秋月　雲路高宮碧玉柯
静拂素風芦荻露　襟懐似旧更吟哦

月小いとゝぬあきの中ふの影
五更よ神[illegible]
[illegible]
[illegible]

ゆくすゑすゑしき月のあけぼの

○中秋遊白華園因賀主翁撰題宦

傲嘯煙霞事罷休　木宗職再拜
名高月影婆娑夜　一朝通籍肅清修
豪氣今宵侵北斗　蒼起桂荒馥郁秋
交歡何用投車轄　風流異日賦東海
和賀頌　到曉醉顔爛不收

老去塵纓安四休　白華翁
芳筵卷霧雖吟月　自慙宦事更無修
一夜旧知縱笑語　古鏡照霜不勝秋
長雲世外任浮游

天香風遍桂花露　只風金風拂曉收

翫月詩

いやさきくさかりにかりしあきの秋
月のひかりあるかぎりなる世の秋
手馴なる松の戸ぼそもあけぬるを
公うちにかりしあきの月かな

老の浪立そふ月のうけぼのに　人ふるさとの秋
ほとゝぎすきくて

いくとせか我世いくたびの秋月
月のかげあるかぎりなる人ふるさと

○親朋往来之禮只可視情義疎密以為隆殺若乃計家道貧富作青白俗眼量子姓奥衰為炎涼世態者則市井交易之道而風俗薄悪最明顕者也有道君子必不其然　家宝要上

禮を往来に尚ぶ事人情よりなくしてもなく君子
於出るもの亦その家のみ必ずしも
すぐれて人小貴望世はまた今郷俗一概一度も
お稱ぶんるもの者あるも何ぞ歎しき
世豈券を貯へ礼を好むのあらんや

○秋丁の日勝氏紙玉澤如然居一絶

月影昭然泗水流　傳心統学道何体

餘波東注素王沢　露霊扶桑滞地秋

其和

洙泗渺々不断流　人和天賛自惟体

白頭青眼文園月　桂字松琴更有秋

○土佐基こう描るる古き十二月の絵ゝ上下なる乃
に十一月の条は大内より民の家ゝまで庭火を
焚き神をいきまるるまで家々にあり次書く
あまた岩戸の故事をこゝに其法ありきの絵右と
記ゝゝ所ゝ今小京の町もかゝるもの大やうなき
よりは此絵七八十年以前の物と見ゝゝ

○毛世該社の神人大火祭をそなへこれを教ふ
吉田の卜部仕り出る神道護摩の名を唱へる也
元亨言家の行事をそなへ仕り出るもまを天の
岩戸の故事助人とりこそ尤付会の説なれ南海
火焼の術も知られたりしかあれども赤山流教義
の伝くそなへ巫風をたすけ東起よ此法を
為く安仏 庚申待及び五の字の 或人教義を問て其かた
形をのこの主く傷をつくふ傷をのかれく巫
のうたいつるくみを治の法験の言はもちる
生なかく霊験を立たんをもりやけき事りや
○本氏系の巻尝一甲子初度の祭し侍りる日壽扇

多添て中老たらん

鶴籌為初第一籌
静岡海屋酌清州
壽香顔郁菊花秋
佳氣浮深琪樹曉
かたへたん秋より秋の色乃をそ
ちりそもすん〳〵やしらきく

○土筏苍を山海来るこふ事諸説の本草に乃て詳ふ
多や草魚餘粮冷飯圍ふの呉名の示今清松に載
多土筏苍の俗ふ尾樅の字あり是も亦本草に因
多なき名なり凡て茶種の名時代と州郡との郷談名
或云山西来い和人名ハ名
所と云ふ事を詳ら区 況や多歟魚介の類ふ
有無亦其名異なるもの多し一ふを考へ拾ふ都

たるこんいりの事也

○乙未九月廿九日　大樹婚儀を定めらる　法度二ツ
法皇法形の姫君八十宮と云ふ
三家法方及び諸大名　劇計目
列坐せらる　廣出下　坐敷　命を受く

○我公前相國　正清家禁公　の法如左小君を定めらる
七月廿日　仲御堂波多阿部能登守　當井上
河内守　台命を伝へらる
台命ありて此度法度内ある常君　法度十二　の法如左
君臣を定て法無所尾の宰相　兼量　の法如　此法如左方

内閣文庫
内閣圖書之印
内閣文庫

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan